



C-SR顧問レポート 2019年 3月号 (第76号)

今月の担当



C-SR 介護保険法顧問
株式会社東邦マルニサービス
代表取締役副社長
長田賢士 (おさだけんじ)

【事業内容】 介護事業所開設の支援(指定申請指導含む)
 介護事業所運営の支援
 介護事業経営者のご紹介
 法人設立支援(設立支援・融資アドバイス等含む)
 土地・建物の有効活用の提案
 高齢者住宅等の企画提案プランニング
 事業計画書収支予算書作成
 社会保険労務士・税理士・会計士のご紹介

実地指導を終えて

皆さんこんにちは、札幌の長田です。
 札幌はようやく雪解けも進み、まもなく春到来かと思いきやここにきてまた雪が降り始めました。
 今回の顧問レポート、テーマを何にしようかと悩んでいたのですが、先日弊社の訪問介護事業所に実地指導が入ったので、最新実地指導レポートをお届けしようと思います。

今回のレポートをお届けするにあたり、お伝えしておきたいこと。実地指導は、各担当の所轄によって考え方が全く違うということ。もっと大げさにいうと実地指導を担当する職員レベルで違うと言っても過言ではありません。札幌市は「正しい運営を行っていくための前向きな指導」という感覚の指導でした。「これが本来の実地指導の形」と考えていると次回の実地指導で痛い目に合うな」というのが率直な感想です。介護事業所に顧問を持つ先生方で実地指導まで関わるようでしたら、管轄の自治体の実地指導の方針がどのような形なのか、役所の担当者と定期的に情報共有できるようにしておくことをお勧めします。

実地指導の目的

実地指導の根拠規定及び目的は

- ①根拠規定 介護保険法第23条
 - ②目的 介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ること
- となっています。サービスの質を確保するための指導であり、介護保険の給付が正しく行われているかを点検する。実地指導は、最低限事業所としてやるべきことをやっていれば何も怖いものではありません。むしろ実地指導で指導を受けることが良いきっかけとなり、より良い事業運営につなげる手段と考えてください。介護事業者が実地指導が入ることを恐れる理由は、
- ①あきらかな不正をしていることを把握している
 - ②事業運営が正しくできているか、揃えるべき書類をそろえているかわからない
- 大多数がこのどちらかに当てはまります。どちらの理由もコンプライアンスに沿った事業運営という意味では問題外です。さて、実際に実地指導でどんな書類を見られたか、いくつかポイントを絞ってお伝えしていきます。
 (訪問介護を例にして説明しています)

1.勤務形態一覧表(予定・実績)の作成と勤怠表の一致

勤務実績に応じた勤務形態一覧表しか作っていない事業所が多いです。もちろん勤務実績に応じた勤務形態一覧表は必要ですが、予定の勤務形態一覧表も必要です。常勤換算で2.5人の配置を満たしているか、管理者、サービス提供責任者は常勤専従か(支障がない場合は、兼務可能)、サービス提供責任者は資格要件を満たしているか。職種、資格、常勤換算を満たしているかも含めて確認していきます。勤務実績に応じた勤務形態一覧表では、実際の出勤簿と勤務形態一覧表が一致しているか整合性を確認します。

2.雇用契約関係

履歴書、雇用契約書、個人情報に関する同意書、資格証、健康診断を受けていることがわかる書類が揃っているかの確認。これらを前項の勤務形態と併せて確認をします。特定事業所加算を算定している場合、健康診断は必須です。健康診断は自社で受けていただくことが条件となっています。

3.利用者との契約書・重要事項説明書・個人情報同意書の確認

施設に併設している事業所の場合、介護保険サービスの契約を締結していないケースがみられます。契約三点セットが揃っているか、また個人情報同意書には、利用者本人の同意のほか家族の同意も必要になります。これは、介護事業者は家族の情報も扱うので家族同意も必要になることを意味しています。

4.ケアプラン、訪問介護計画書の整合性とモニタリング、担当者会議録の整備

ケアプランと訪問介護計画書の整合性が取れているか、ケアプランと訪問介護計画書が全く同じ内容の場合、指導対象となります。訪問介護計画書はケアプランをよりかみ砕いたもので、わかりやすく説明すると、訪問介護計画書を見れば、どのヘルパーも同じサービス提供ができる内容になっているかがポイントです。



C-SR顧問レポート 2019年 3月号 (第76号)

最近では、介護サービスの提供について「手順書」という形で作成している事業所も多く、弊社もこれに対応しています。担当者会議録については、事業所様より「ケアマネージャーが担当者会議録をくれないので整備できていない」という話を聞きますが、ケアマネージャーが各事業所に担当者会議録を渡す義務はありません。しかし、訪問介護事業所としては担当者会議録を完備しておく必要があります。この場合、ケアマネージャーに担当者会議録を頂戴するか、自事業所で担当者会議録を作成し保管しておいてください。

5.各種加算を算定している場合は、加算算定に関する書類

実地指導の指導項目、介護報酬返還が多い項目の一つは「加算」関係です。加算を算定する場合には、どの加算にも必ず「算定要件」があり、算定要件を満たしていない場合は、加算を算定することはできません。また、加算を算定する場合、算定要件を満たさなくなった場合のいずれも、管轄行政への届け出が必要となります。

6.処遇改善加算関係の書類

処遇改善加算も加算の一種ですが、他の算定とは違い整備する書類等が多々ありますので、時間をかけてみていく項目となっています。策定した計画書について、介護職員全員に周知したことを書面として残しているか。特にその年の途中で入社した職員に対しての周知が抜けている場合が多いです。キャリアパス要件に応じた書類の確認もされますので、当然ではありますが書類の整備が必須です。弊社ではありませんが、別の事業所では実地指導の担当職員がトイレに行く際、他の介護職員に処遇改善加算が分配されているか確認をしていたという報告も受けました。

指導が多い項目、介護報酬の返還対象になりやすい書類について、ポイントをまとめてみましたが、マクロに考えると、どの自治体の実地指導も上記については必ず確認をします。

3月19日に行われた全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、実地指導に関する資料が開示されましたが、この資料の中で今後の実地指導の強化についての詳細が示されました。先生方におかれましてもぜひ一読いただき、各顧問先事業所へ情報を発信していただければ幸いです。



【C-SR専務理事 小濱道博 新刊のご案内】

新刊が4月8日に発売されます。新しい処遇改善加算にも対応、追加の最新情報は無料ダウンロード頂く形で緊急出版。介護報酬パートも大幅に拡大。出版社の営業の都合で、既刊と同じ名前ですが、中身は新刊！2019年度から実地指導が大きく変わります。現地での確認ポイントを絞り、一日複数実施で件数を稼ぐ形へ。すなわち、今まで以上に実地指導を受ける事業所が増えます。有料老人ホーム併設型への指導は更に強化へ。そして、抜き打ち指導も大幅に増加へ。(販売価格：2,376円 税込)